論点に対する回答

省 庁 名 個人情報保護委員会

論 点

以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。

データ駆動型社会と言われ、あらゆる社会活動でデータ活用がされる中で、社会の基盤としてデータが注目されている。データの活用により 人々の暮らしは豊かになり事業活動が円滑になること等が期待されている。

<論点①>

公的情報基盤(ベースレジストリ)の整備・連携においては、ベースレジストリに指定されることとなる情報源(今回の場合には不動産登記簿上の情報について議論)が他の地図情報・地理空間情報にデータを円滑に提供可能とすることが重要である。

民間事業者が有する「地番」情報と「地図」情報の2つの情報をセットで行政機関又は他の民間事業者に提供する事案を念頭に置く。

「地番」は登記所が一筆の土地ごとに付する情報(不動産登記法35条)であることから、土地識別情報であって個人識別情報ではないとも考えられる。また、そもそも公開を予定している情報であり(不動産登記法第122条)、個人情報として扱うべきなのかという問題もあるだろう。

- (i)「地番」情報は個人情報に該当するか、特に他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの、ということができるか。
 - (ii) また「地図」情報は個人情報に該当するか。
- (iii) 仮に「地図」情報だけが単独で提供される場合を念頭に置いた場合、「地図」情報は個人情報と言えるか。
- (iv)以上の問にご回答いただいた解釈は、デジタル社会形成整備法により個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が統合された後も変わらないと考えてよいか。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(定義)

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次 の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。)で作られる記録をいう。第十八条第二

項において同じ。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。) をいう。以下同じ。) により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と**容易に照合**することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

<論点②>

地番に限らず住居表示等そのほかの地理空間情報の個人情報の考え方 についても全面的に見直すべきではないか。

【回答】

(1)

- i. 「地番」は、それ単体では特定の個人を識別することができず、個人情報には該当しない。ただし、「地番」情報を保有する者において、「地番」と当該他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができる場合には、情報全体として個人情報に該当する。
- ii. 「地図」情報が個人情報に該当するか否かについては、いかなる情報が地図に組み合わせているかに応じ、個別の事例ごとに判断することとなる。なお、例えば、市販されている住宅地図を利用する場合については、居住者の氏名等が記載されている場合であっても、政令に基づき「個人情報データベース等」から除外されており、これを構成する情報も「個人データ」に該当しないことから、第三者提供制限等の「個人データ」に係る規律の適用は無い。
- iii. 上記 ii と同旨。
- iv. デジタル社会形成整備法案による改正後の個人情報保護法において も、「個人情報」、「個人情報データベース等」及び「個人データ」の用語 の定義についての変更は無く、上記 i から iii までの解釈にも変更の予定 は無い。

(2)

現行法の解釈については上記①のとおり。個人情報保護法の適用に当たっては、個別の事例毎に適切に判断をしていく。